



年頭の辞

北海道医師国民健康保険組合

理事長 赤倉昌巳



組合員をはじめ被保険者の皆様には、新たな年を迎えられ、心からお慶びを申し上げます。

さて、一昨年11月16日の行政刷新会議の事業仕分けによりまして「所得水準の高い国保組合（全国47の医師国保組合）に対する定率補助の廃止」が結論として出されましたことは、ご存知の事と思います。これを受けまして、一昨年12月17日の平成23年度予算大臣折衝では「平成24年4月からの実施を念頭に、所要の法律改正案を次期通常国会に提出することを目指す」との厚生労働大臣、財務大臣、国家戦略担当大臣の三大臣合意がなされました。

法律改正の必要のない「調整補助金や特別対策費補助金」につきましては、平成23年度から見直されておりますが、法律改正を伴う定率補助の見直しにつきましては、幸いにも平成23年度の通常国会には法律改正案が、提出されておられません。

しかしながら「32%の定率国庫補助を5ヶ年かけて0にする」との事業仕分けの結論を「社会保障と税の一体改革」の中に盛り込んでおり、厚生労働省は、今年度の通常国会に提出する予定での作業を進めております。

全国医師国民健康保険組合連合会（略称：全医連）では、昨年開催されました第49回全体協議会で定率国庫補助の廃止を阻止する決議が採択されております。

今年度の通常国会に法案提出がなされた場合には、医師国保組合の存続にも及ぶこととなるため、日本医師会や全医連に協力を求めながら、阻止することに、当面は注力して参りたいと思っております。

平成24年度も、この様な不透明な政局下での組合運営となりますが、常に政局を注視しつつ、しっかりとした組合運営を行って参ります。

当組合におきましては、後期高齢者医療制度が創設されたことによりまして、組合員・被保険者の減少が響いており、収入面での減少要因となっております。支出面では、後期高齢者支援金等が年々増加しており、負担増の要因となっております。現状においては、何とか財政の健全化は図られており、また、過去から蓄積された資産もあることから今暫くは、財政に影響は無いものと思われまます。

今後、国庫補助が廃止されることとなれば、この状況は一転することとなり、大変厳しい組合運営を

強いられることとなります。全国建設工事業国保組合の組合員無資格問題に端を発して、国保組合の国庫補助の見直し、更には医師国保組合の組合員資格の問題にまで発展しております。

国からは、国保組合に対して更に適正化を求めてくる状況にあり、ますます世論からも厳しい目で見られていく状況が、続くものと思われまます。このような状況を踏まえながら、十分検討を重ね、極力、健全財政に努めて参りますが、まずは平成24年度の事業方針を策定して参ります。

この事業方針につきましては、この2月の組合会で正式にご決定頂くこととなりますが、保険料等検討委員会からの答申をいただき、保険料・給付割合等についての変更は行わず、基本的には平成23年度の事業を踏襲して参ります。

後期高齢者医療制度における「特定健康診査・特定保健指導」では、目標達成への最終年となります。

当組合は、目標到達までまだかなりの乖離がありますが、粛々と進めて行く所存です。

以上の事項を含めた人間ドック助成金事業等については、被保険者、組合員の健康管理のために引き続き、推進して参りますので、この「人間ドック助成金制度」を有効にご活用していただきたいと思ひます。

また、平成23年度より保健事業として「リフレッシュ野球観戦」を開始いたしましたところ、お陰様で大好評をいただいております。各試合とも申込み多数の状況でございました。心身のリフレッシュを図る目的で企画いたしました。平成24年度も引き続き、この事業を継続する予定です。

更には、普段の運動不足解消を図る目的で「歩こう運動」と銘打った企画も検討しております。

組合員・被保険者の皆様の健康増進事業の充実を図ると共に、組合員である医師はもとより、その世帯員のための福祉事業もより充実するように努めて参ります。

組合員をはじめ被保険者の皆様におかれましては、この一年のご健勝とご多幸をお祈り申し上げますと共に、今後とも組合員各位の組合運営に対して特段のご理解とご協力を賜りますようお願いいたしまして、年頭のご挨拶といたします。

新年にあたり



北海道医師国民健康保険組合

組合会議長 山本 秀樹

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。組合員の諸先生ならびにご家族の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのことと、お慶び申し上げます。

平成23年2月26日の第106回通常組合会におきまして、不肖、私山本が北海道医師国民健康保険組合議長に選出され就任いたしました。同時に副議長に選出されました佐藤信清先生と共に議長団を構成し、会議の運営・進行に努めたいと考えております。四期、八年の長きにわたり組合会議長をされた名議長の堀江洋三先生の後任ということで大変荷が重うございますが、組合会理事の諸先生のご指導と事務局の方々のご協力をいただきながら、その任を果たしていきたいと存じます。どうぞ、宜しく願いを申し上げます。

今年は龍年であります。ゆうゆうと天空に行く龍のような気持ちで新年のスタートを皆様が出来ますように祈念申し上げます（中日ファンならずとも）。

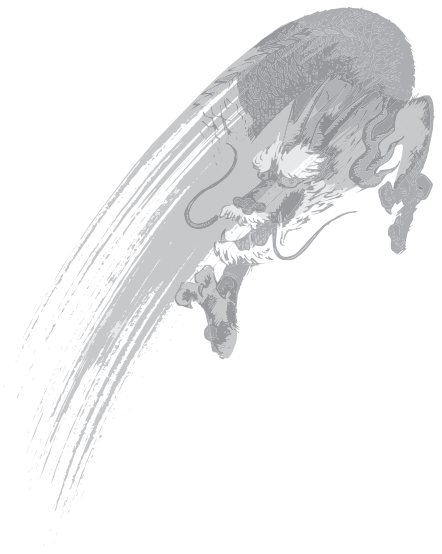
昨年を振り返りますと、組合の事業として初めて行ったりフレッシュ野球観戦が好評で、応募者も多数であり残念ながら選に漏れた方もいらっしゃるようでした。11月20日に行われた保険料等検討委員会では、今真人委員長と井原真都副委員長のもと保険料および給付割合等につき検討が行われました。事業仕分けにより補助金廃止の危機があるなか慎重に検討が行われました。

さて、今年は診療報酬改定の年であります。医療を取り巻く状況が年々厳しくなつてすでに何年もが経過しましたが、昨年の大震災の影響はいろいろなところにも波及し、増税・消費税アップ、また予算執行にも例年になく大きな影響が出るものと思われまふ。もちろん医療界にも少なからず影響が出るものと思われまふが、注目していかなければと思ひまふ。またTPPへの参入も大変大きな問題です。小泉内閣時代の構造改革路線以来、連綿と続いてきたアメリカ合衆国による医業への参入を目的とした攻勢は、形を変えて繰り返し日本の医療保険制度を危うくしてきました。昨年、最高裁の判断でも示されたように、混合診療は日本の医療保険制度とは相いれない概念であるのは明らかであります。断固として皆保険制度は守らなければなりません。患者負担

金の一部定額制度なども論外であります。むしろ窓口負担金を低減し受診抑制を改善することにより、必要な医療を適切なタイミングで提供できる体制にする事こそがいま求められている事だと思われまふ。

北海道医師国民健康保険組合は北海道医師会員の福利厚生事業として、赤倉昌巳理事長のもと役員諸先生、事務局も一丸となり、これまで高い評価を受けてきた事業運営を今後も継続して行い、組合員の利便を守り続けることが期待されていると思ひまふ。私も微力ながらお手伝いしたく、あらためまして宜しく願い申し上げます。

最後に北海道医師国民健康保険組合の益々の発展と、組合員諸先生、ご家族、被保険者のご健康とご多幸をお祈りして、新年のご挨拶とさせていただきます。



人間ドック等健康診査利用のご案内
特定健康診査を受診しましょう！
特定健診の受検は、自家健診でもOK
<利用の事前申し込み不要、健診後に助成金を請求>
助成金の請求は毎年度3月末日迄です

北海道医師国保組合では、保健事業の一環として実施しております健康診査について、「入院人間ドック」および「簡易人間ドック」のほか40歳から74歳までの方を対象とした『特定健康診査』があります。

特定健診の対象の方がこの「健康診査」を受診される際には、必ず「特定健康診査項目」の受診をお願いいたします。

また、簡易人間ドックおよび特定健康診査を実施している医療機関であれば、ご自身の所属する医療機関で健診を受検（自家健診）しても差し支えありません。

1. 目的

組合では、被保険者の健康の保持増進のために「保健事業」の一環として「健康診査」を実施し、利用者に助成金を交付します。また、高齢者医療確保法に基づいた特定健康診査・特定保健指導の実施を図ります。

2. 健康診査の種類

- (1) 入院人間ドック（1泊2日以上）
- (2) 簡易人間ドック（1日または半日を含む）
- (3) 特定健康診査

3. 利用者の範囲

本組合に加入の組合員および被保険者（⑤社会保険、市町村国保などに加入の方は対象となりません）
ただし、「特定健康診査」については、40歳以上の被保険者の方が対象となります。

4. 利用する医療機関

- (1) 入院人間ドック 入院人間ドックを常設している医療機関
- (2) 簡易人間ドック 簡易人間ドックを実施している医療機関
- (3) 特定健康診査 特定健康診査を実施している医療機関

* (2)(3)の医療機関には自己の開設または勤務する医療機関での受検を含むものとします。

5. 助成の回数

健康診査に対する助成は、同一被保険者に対し、同一年度内に原則1回とします。

ただし、別の医療機関で別の検査項目を実施した場合は、助成金限度額の範囲内であれば、この限りではありません。

6. 助成金の額

組合では、入院人間ドックまたは簡易人間ドックに要した費用を助成します。

ただし、次の額を超えることができません。

- (1) 入院人間ドック 組合員 8万円
 家族・准組合員（従業員） 3万円
- (2) 簡易人間ドック 組合員 5万円
 家族・准組合員（従業員） 3万円

(3) 特定健康診査 基本健康診査は、7,460円

1) 厚生労働省から示された次の基本健康診査項目(必須項目)

- ① 質問票 (服薬、既往歴、喫煙歴、飲酒、自覚症状、他覚症状)
- ② 身体計測 (身長、体重、腹囲、血圧)
- ③ 血中脂質 (中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)
- ④ 肝機能 (AST (GOT)、ALT (GPT)、 γ -GT (γ -GTP))
- ⑤ 血糖 (空腹時血糖、またはヘモグロビンA1c)
- ⑥ 尿 (尿中一般物質定性半定量検査)

2) 詳細健康診査(任意項目)は、貧血検査900円、心電図検査1,600円、眼底検査1,200円を上限額とします。

* 特定健康診査の費用は、(1)(2)に定める限度額に含めるものとします。

7. 助成金の請求

* 健康診査利用者は、下記により組合に請求(郵送)してください。

(1) 健康診査利用の被保険者にかかわる組合員が、助成金を請求するとき

「健康診査助成金請求書(組合員)」(様式第1号)

添付書類：検査項目の明細が分かる書類および領収書に加えて、特定健康診査結果表と質問票

(自己の開設または勤務する医療機関で実施した場合は、領収書にかえて金額が分かる書類を添付してください)

* 自家健診で特定健康診査だけの受診の場合は、特定健康診査結果表と質問票、振込口座届出書

(2) 支部が一括して健康診査を実施し助成金を請求するとき

「健康診査助成金交付請求書(支部)」(様式第2号)

添付書類：検査項目の明細および金額が分かる書類、特定健康診査結果表と質問票

(3) 健康診査実施医療機関が、組合員の同意を得て助成金を請求するとき

「組合員の同意による健康診査助成金交付請求書」(様式第3号)

添付書類：検査項目の明細および金額が分かる書類、特定健康診査結果表と質問票

* 『健康診査ガイドブック』の請求書等の様式をご利用願います。

なお、本組合のインターネットホームページからも入手できます(本誌の「様式」頁のコピーも使用可能です)。

* 組合ホームページアドレス <http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>

連絡先：北海道医師国民健康保険組合

〒060-0042 札幌市中央区大通西6丁目 北海道医師会館6階

TEL 011-271-7471

道医師国保組合お知らせ

有効期限切れの被保険者証の返還と届出について

本組合は、平成23年9月1日に被保険者証の更新を行い、新しい被保険者証はすでに組合員の皆様にお送りいたしておりますが、平成23年9月30日で有効期限が切れている被保険者証をまだお返しいただいていない方は、お手数ですが当組合へ必ずご返還願います。

また、次のような被保険者の異動があったときは、国民健康保険法および組合規約によって事実のあった日から14日以内に届け出ることが定められております。届け出が遅れますと保険料の調整(増減)および保険給付等に影響しますので、お早めに届け出をお願いいたします。

◎包括(全員)資格喪失届＝組合員の社会保険(協会けんぽ等)加入、死亡、北海道医師会退会、道外に住所を移したとき、ほか

◎一部加入届＝社会保険(協会けんぽ等)離脱、出生、従業員(准組合員)の採用、組合員と同一世帯になったとき、ほか

◎一部喪失届＝社会保険(協会けんぽ等)加入、死亡、従業員(准組合員)の退職、組合員と別世帯になったとき、ほか

健康診査助成金交付請求書					
被保険者証又は 組合員証の番号	道医 — 号				
受検した被保険者又は 組合員氏名	生年 月日	年 月 日 (年齢 歳)	組合員 被保険者 種 別	組合員 家 族 准組合員(従業員)	
受検した年月日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
受検した種類及び限度額 (該当の番号に○印を記入)	1.入院人間ドック(1泊2日以上) 限度額(組合員80,000円、家族・准組合員(従)30,000円) 2.簡易人間ドック(1日又は半日を含む)限度額(組合員50,000円、家族・准組合員(従)30,000円)				
健康診査を実施した 医療機関及びその印	所在地 名 称	別紙のとおり検査を実施したことを証明します。 Ⓜ			
担当した医師	氏 名				
検 査 項 目	*別紙明細のとおり(検査項目等がわかる書類を添付願います)				
健 診 料 金	_____ 円 ※領収書を添付願います。 ※なお、自己の開設又は勤務する医療機関で実施した場合は、領収書にかえて検査項目と金額がわかる書類を添付願います。				
平成 年 月 日	住 所 _____ 組合員 氏 名 _____ Ⓜ				
北海道医師国民健康保険組合理事長 様					
送 金 先	銀行・信用金庫 _____ 支店 口座種別 普通・当座・その他 _____ 口座番号 _____ (フリガナ) 口座名義 _____				

※請求につきましては、受検された年度末(3月31日)までをお願いいたします。

*組合使用欄	交付決定額	円
--------	-------	---

健康診査助成金交付請求書（支部）

支 部 名	支 部						
受 検 し た 年 月 日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日						
受検した種類及び限度額 (該当の番号に○印を記入)	1. 入院人間ドック(1泊2日以上) 限度額(組合員80,000円、家族・准組合員(従)30,000円) 2. 簡易人間ドック(1日又は半日を含む)限度額(組合員50,000円、家族・准組合員(従)30,000円)						
健康診査を実施した 医 療 機 関	所 在 地 名 称						
担 当 し た 医 師	氏 名						
請 求 金 額	_____ 円						
	(健診料金 _____ 円)						
検 査 項 目	*別紙明細のとおり(個人別に、実施した健康診査の種類・検査項目の金額等 がわかる書類を作成し添付願います)						
受 検 者 の 氏 名 等							
被保険者証・ 組合員証番号	被保険者又は 組合員の氏名	被保険者・ 組合員種別	摘 要	被保険者証・ 組合員証番号	被保険者又は 組合員の氏名	被保険者・ 組合員種別	摘 要
		組・家・准組				組・家・准組	
		組・家・准組				組・家・准組	
		組・家・准組				組・家・准組	
		組・家・准組				組・家・准組	
		組・家・准組				組・家・准組	
		組・家・准組				組・家・准組	
		組・家・准組				組・家・准組	
		組・家・准組				組・家・准組	
		組・家・准組				組・家・准組	
		組・家・准組				組・家・准組	
*記入欄が不足の時は、2枚目の用紙を使用願います。							
上記のとおり健康診査を実施したことを証明し、助成金の交付を請求します。							
平成 年 月 日 _____ 支部							
支 部 長 _____ ㊟							
北海道医師国民健康保険組合理事長 様							
送 金 先	口座種別 (フリガナ)	銀行・信用金庫 普通・当座・その他	支店 口座番号	_____			
	口座名義						

※請求につきましては、受検された年度末(3月31日)までをお願いいたします。

*組合使用欄	交付決定額	_____ 円
--------	-------	---------

組合員の同意による健康診査助成金交付請求書

被保険者証又は組合員証の番号	道医 — 号				
受検した被保険者又は組合員の氏名	生年月日	年 月 日 (年齢 歳)	組合員被保険者種別	組合員家族 准組合員(従業員)	
受検した年月日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
受検した種類及び限度額 (該当の番号に○印を記入)	1. 入院人間ドック(1泊2日以上) 限度額(組合員80,000円、家族・准組合員(従)30,000円) 2. 簡易人間ドック(1日又は半日を含む) 限度額(組合員50,000円、家族・准組合員(従)30,000円)				
健康診査を実施した医療機関	名称				
担当した医師	氏名				
検査項目	*別紙明細のとおり(検査項目等がわかる書類を添付願います)				
請求金額	_____ 円 (健診料金 _____ 円) ※自己の勤務する医療機関で実施した場合は、領収書にかえて各検査項目の金額がわかる書類を添付願います。				
*助成金交付について、健康診査実施医療機関が組合員の同意を得て助成金を請求する場合は、下記の欄に受検された被保険者に関わる組合員の同意書署名を記載願います。					
組合員の同意書	上記の者の助成金について、実施をした下記の健康診査実施医療機関に組合より助成金を支払われることに同意します。 平成 年 月 日 住所 _____ 組合員 氏名 _____ (印)				
上記のとおり検査を実施したことを証明し、助成金の交付を請求します。 平成 年 月 日 健康診査実施医療機関 所在地 _____ 名称 _____ (印)					
北海道医師国民健康保険組合理事長 様					
送金先	口座種別 (フリガナ) 口座名義	銀行・信用金庫 普通・当座・その他	支店 口座番号	

※請求につきましては、受検された年度末(3月31日)までお願いいたします。

*組合使用欄	交付決定額	円
--------	-------	---

最新・最高の治療年鑑

今日の治療指針

TODAY'S THERAPY 2012

総編集

山口 徹・北原光夫・福井次矢

1081名のエキスパートが贈る
最新の治療ストラテジー

私はこう治療している



- 医学書院発行のベストセラー「治療薬マニュアル2012」との連携:「治療薬マニュアル2012」別冊付録「重要薬手帳」との併用が便利(「重要薬手帳」に掲載された薬剤について本書の処方例中に対応ページを明記)
- 各領域について「最近の動向」を解説

- 日常臨床で遭遇するほぼ全ての疾患・病態への治療方針を解説
- 各項目はすべて新執筆者により毎年全面書き下ろし
- 大好評の付録「診療ガイドライン」では、29の診療ガイドラインのエッセンスと利用上の注意点を簡潔に解説
- 付録「緩和医療における薬物療法」を新規収載

好評
発売中

- デスク判(B5) 頁2000 2012年 定価19,950円(本体19,000円+税5%) [ISBN978-4-260-01412-0]
- ポケット判(B6) 頁2000 2012年 定価15,750円(本体15,000円+税5%) [ISBN978-4-260-01413-7]

この1冊さえあれば大丈夫!!最も網羅性に優れた治療薬年鑑



治療薬マニュアル2012

監修 高久史磨・矢崎義雄
編集 北原光夫・上野文昭・越前宏俊

+

別冊付録
「重要薬手帳」

本書の特徴

- 2,100成分, 15,000品目の医薬品情報を2,500頁に収載
- 副作用情報は症状に加えて対処・処置まで掲載
- 使用目的や使用法, 適用外使用など, 臨床解説が充実
- 各領域の専門医による総論解説, 最新の動向を各章に掲載
- 厳選された医薬品情報と代表的な処方例をポケットサイズにまとめた別冊付録「重要薬手帳」

2012年版の特徴

- 2011年に発売された新薬を収録
- 新規付録, ヒヤリ・ハットの事例を紹介
- 公知申請情報, 製剤の味・風味情報を追加
- 「歯科用薬」を新規収載

- B6 頁2628 2012年
定価5,250円
(本体5,000円+税5%)
[ISBN978-4-260-01432-8]

好評
発売中

「治療薬マニュアル2012」×「今日の治療指針2012年版」 合同プレゼント企画 特製USBメモリを抽選で300名様に!

「今日の治療指針2012年版」と「治療薬マニュアル2012」の両方をお買い求めいただいた方に、抽選で特製USBメモリを差し上げます(300名様)。ご応募の際は「治療薬マニュアル2012」のジャケット折り返しの部分にある応募券を「今日の治療指針2012年版」に同封の書籍の「ご注文書はがき」に貼付してお送りください(2012年10月1日消印分まで有効)。



医学書院

〒113-8719 東京都文京区本郷1-28-23

[販売部] TEL: 03-3817-5657 FAX: 03-3815-7804

E-mail: sd@igaku-shoin.co.jp http://www.igaku-shoin.co.jp 振替: 00170-9-96693

携帯サイトはこちら



消費税率変更の場合、上記定価は税率の差額分変更になります。